

公布された規則のあらまし

◇知事等の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

静岡県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の改正に伴い、情報通信技術による手数料の納付について定めました。（第3条の2関係）

2 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとしました。

◇静岡県手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

静岡県手数料徴収条例の改正により、一般旅券査証欄増補手数料が廃止されたことに伴い、必要な改正を行いました。（第2条関係）

2 施行期日

この規則は、令和5年3月27日から施行することとしました。